

(様式1)

無人航空機利用届出書

那賀町長 殿

届出日 令和 年 月 日

下記の通り、貴管内での無人航空機飛行利用の届出をします。

利用場所	那賀町
------	-----

届出者(責任者)連絡先	
氏名	
電話番号	
住所	

利用条件	
利用日時	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
利用時間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
利用人数	

無人航空機について	
製造者名	
名称	
重量(最大離陸重量)	
製造番号等	

備考	
----	--

※ご注意

関係法令により、許可等が必要な飛行につきましては、その写しを添付して下さい。
飛行利用に際しましては、関係法令を遵守し、他の方のご利用もごございますので周りには充分注意して下さい。
なお、機体本体には連絡先を明記して下さい。

無人航空機を飛行させるための注意事項

- ・ 人の上空や人に向けて飛行させない。
- ・ 道路など、落下した場合に交通の妨げとなる場所を飛行させない。
- ・ 能力及び飛行制限を超えた飛行をさせない。
- ・ プロペラガードを装着する。
- ・ 地上での風速が 5 m/s 以上の場合は飛行を中止する。
- ・ 降雨、降雪及び霧などによる視界不良時や雷鳴が聞こえるときは飛行させない。
- ・ 技術適合認証のない機器を使用しない。
- ・ 高圧線や発電施設など、電波障害が起こる可能性のある場所の周辺では飛行させない。
- ・ 周辺の電波を確認し飛行させる。
- ・ 無人航空機で撮影した画像や映像をインターネット上等で公開する場合、「ドローンによる撮影映像等のインターネット上での取り扱いに係るガイドライン」（総務省）に従い、第三者のプライバシーに注意する。
- ・ 病気の時や疲れている時、アルコールを摂取した状態での操縦はしない。
- ・ 飛行前には機体に不具合がないか、バッテリーや燃料の残量が十分かなど、安全な飛行ができる状態であるか確認をする。
- ・ 周辺に障害物などのない十分な空間を確保して離着陸や飛行をさせる。
- ・ 法令で定められている距離（30m）以上に余裕を持って飛行させるように心がける。
- ・ 万が一、飛行や落下に起因する死傷、物件の損傷、航空機との衝突や接近事案が発生した場合は、国土交通省（航空事務所）へ情報提供をするとともに、所轄の警察署へすみやかに通報しましょう。また、けが人がいる場合は119番通報も必要です。
- ・ 紛失した場合、速やかに所轄の警察にその旨を通報しましょう。放置すると産業廃棄物とみなされ、罰せられる可能性があります。